

(参考)新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策の経費計上

	通知日	区分	計上項目	積算方法	コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減対策の例										
新型コロナウイルス感染防止対策	R2.4.20 通知	共通 仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ● 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更											
		現場 管理費	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ● 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ● 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。	設計変更	<ul style="list-style-type: none"> ● マウスシールド・フェイスシールド ● 冷感素材のマスク等 										
熱中症対策	H29.3.15 通知	共通 仮設費	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場環境改善費(K) $K = i \cdot P_i + \alpha$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等	営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等	率計上 積上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● スポットクーラー、扇風機等 ● ドライミスト発生装置 ● 送風機等 ● テント付きの屋外休憩所
	計上費目	実施する内容 (率計上分)													
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 等														
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. 交通誘導警備員待機室 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等														
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策														
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 等														
R1.5.22 通知	現場 管理費	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> $\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(1.2)$ $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ <p>※真夏日：日最高気温が30度以上の日</p> </div> <div style="margin-left: 40px;"> \Rightarrow 当面の間、日最高気温 28度以上の日を真夏日とする </div>	補正	<ul style="list-style-type: none"> ● マスクと併用可能な空調機器等 (空調機能付き作業服、首掛けクーラー等) ● 冷感スプレー等 											

事務連絡
令和2年7月2日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年7月1日

各地方整備局	企画部	技術調整管理官	殿
北海道開発局	事業振興部	技術管理企画官	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	技術企画官	殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理室長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることと留意されたい。

附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。

事務連絡
令和2年7月2日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととして
おりますので、ご参考にお知らせします。

また、会員、傘下団体等に当該取組について周知を徹底していただきますよう
お願いいたします。

事務連絡
令和2年7月1日

各地方整備局	企画部	技術調整管理官	殿
北海道開発局	事業振興部	技術管理企画官	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	技術企画官	殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理室長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることとに留意されたい。

附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。